

【新設】（通算法人のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦）

2-64 通算法人に係る基本通達 16-3-19 の3 《その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦》の取扱いの適用に当たっては、同通達の注1 中「第142条第1項《控除限度額の計算》」とあるのは「第148条第2項第3号《通算法人に係る控除限度額の計算》」と読み替える。

【解説】

1 単体納税制度において内国法人が外国税額の控除限度額（法 69①）を計算する場合における「国外所得金額」とは、法人税法第 69 条第 4 項第 1 号《外国税額の控除》に掲げる国外源泉所得（令 141 の 2 一）に係る所得の金額（国外事業所等帰属所得に係る所得の金額）と同項第 2 号から第 16 号までに掲げる国外源泉所得（令 141 の 2 二）に係る所得の金額（以下「その他の国外源泉所得に係る所得の金額」という。）との合計額とされ（令 141 の 2）、この「その他の国外源泉所得に係る所得の金額」とは、その他の国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべきその事業年度の所得の金額に相当する金額とされている（令 141 の 8 ①）。この所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうち販売費、一般管理費その他の費用（法 22③二）でその他の国外源泉所得に係る所得を生ずべき業務とそれ以外の業務の双方に関連して生じたものの額（共通費用の額）があるときの共通費用の額は、これらの業務に係る収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうちこれらの業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により配分することとされている（令 141 の 8 ②）。

この共通費用の額をいかなる基準により適正に配分するかといった問題に関して、法人税基本通達 16-3-19 の 3 《その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦》において、共通費用の額の配賦につきこの費目別計算を行うことが困難な場合の一種の簡便法として合理的と認められる方法を示しており、原則としてこれにより取り扱うこととしている。同通達の注書 1 では、この方法を用いる場合において一定の法人について認められるより簡便な方法を明らかにしているところである。

2 グループ通算制度においては、通算法人の外国税額の控除限度額（法 69④）を計算する場合の「国外所得金額」については、単体納税制度における上記 1 の規定により定められており、同通達の取扱いは通算法人にも同様に適用されるのであるが、通算法人に係る「調整国外所得金額」は単体納税制度における規定（令 142①）とは別途の規定（令 148②三）で定められているところ、同通達の注書 1 の適用に当たってはこれを読み替える必要があることから、本通達においてこのことを明らかにしている。